

令和7年
8月号

協会
けんぽ

石川支部 からのお知らせ

事業所内で回覧してください



協会けんぽ石川支部
LINE公式アカウント
友だち追加は
コチラから

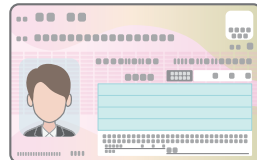


マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りします

現在お持ちの健康保険証は

**令和7年12月2日以降、
使用することができなくなります**



利用登録は
お早めに

今後は、**マイナ保険証を利用して医療機関等を受診**していただけますが、
マイナ保険証をお持ちでない加入者様が医療機関等を受診する際には
「資格確認書」が必要です。

より
安心! 便利な



**マイナ保険証で
受診しましょう!**

詳しくは**コチラから**▶



協会けんぽ 今から使おう! マイナ保険証

検索

資格確認書とは?

マイナ保険証をお持ちでない場合に、
医療機関等へ提示することで、**これまでどおり
保険診療を受けることができます。**

送付対象者

現在、健康保険証をお持ちの方で、
以下のすべてに該当する方に送付します。

令和6年11月30日までに
協会けんぽに加入された方



令和7年4月30日時点において
マイナ保険証をお持ちでない方

健康保険 資格確認書	本人(被保険者)	00111
	令和 6 年 12 月 2 日 交付	
記号	12345678	番号 1
	協会 太郎	(枝番) 00
氏名	キヨウイ タロウ	
生年月日	平成 元年 5 月 10 日	
性別	男	
資格取得年月日	令和 6 年 12 月 2 日	
有効期限	令和 11 年 11 月 30 日	
保険者番号	9:9:9:9:9:9:9:9	
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部	
保険者所在地	○○市○○町 9-9-9-9	

見本

資格確認書イメージ画像

送付時期・送付先

石川支部にご加入の方は
10月頃を予定

世帯単位で被保険者(ご本人)様の
住所宛に送付します。



送付時期について詳しくは**コチラから**▶

協会けんぽ 資格確認書を送付します

検索



事業主様への お願い



- 資格確認書の送付対象者がいらっしゃる事業所様には、**事前に『対象者一覧』を送付**します。
- 被保険者様の住所宛に送付した資格確認書が、宛所不明等により協会けんぽに返送された場合は、**返送された資格確認書を事業所様に送付**しますので、被保険者様へ**配付**いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

- 資格確認書・マイナ保険証に関すること
- 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL 0570-015-369 (平日8:30~17:15)

交通事故等で健康保険を使う場合は

『第三者行為による傷病届』をご提出ください

第三者(相手方)の行為によって生じた傷病の治療費は、本来、相手方が負担するのが原則です。
健康保険を使った場合は、協会けんぽが治療費を一時的に立て替えて支払い、後日相手方に請求するため、
『第三者行為による傷病届』の提出が必要となります。

第三者行為 の例

交通
事故



暴力
行為



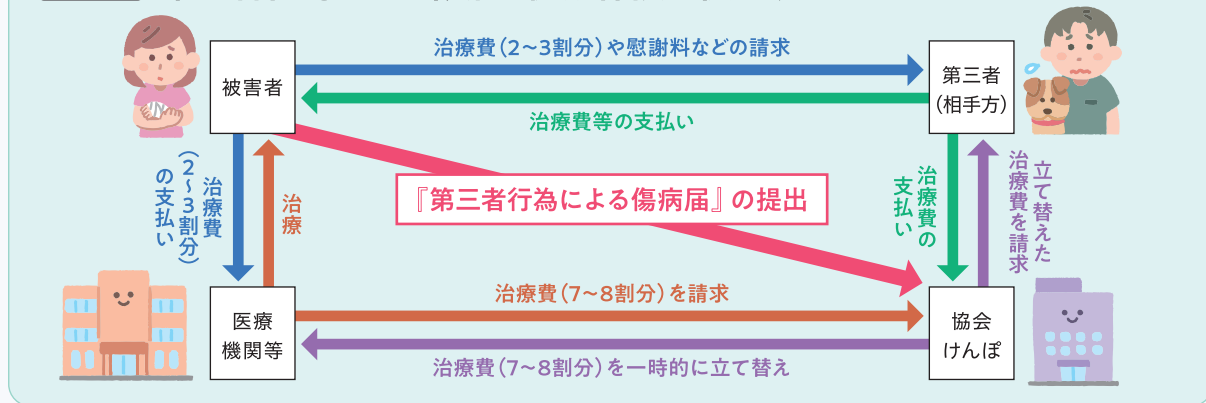
他人の
ペットに
かまれた



他人の
不注意により
ケガをした



イメージ 第三者行為による傷病で健康保険を使う場合



※勤務中・通勤途中のケガにつきましては、労働基準監督署 にお問い合わせをお願いします。

お問い合わせ

●『第三者行為による傷病届』に関すること

レセプトグループ TEL 076-264-7200 (音声ガイダンス ③)

詳しくはコチラから ▶

協会けんぽ 事故にあったとき 検索



令和6年 能登半島地震 関連情報

令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
この度の地震で甚大な被害に遭われた皆様につきまして、医療機関窓口における一部負担金の支払い免除期間が
令和7年9月30日まで延長 となりました。

お問い合わせ

●令和6年能登半島地震に関すること

能登半島地震専用ダイヤル TEL 0422-68-0837
(平日8:30~17:15)

詳しくはコチラから ▶

協会けんぽ
医療機関における一部負担金の免除

検索

